

令和5年稲沢市教育委員会 第2回定例会会議録

1 日 時 令和5年2月7日(火) 午後1時30分～3時05分

2 場 所 稲沢市役所 議員総会室

3 出席委員 教育長 広沢 憲治  
教育長職務代理者 江本 弘子  
委員 伊藤 浩樹  
委員 吉川 繁樹  
委員 澤田 可奈子  
欠席委員 委員 城 義政

4 説明のため出席した職員

教育部長	荻須 正偉		
教育部次長兼庶務課長	大口 伸	庶務課統括主幹	森 義孝
庶務課主幹	大崎 敬介	庶務課主幹	犬飼 貴志
学校教育課長兼指導主事	近藤 慎二	学校教育課統括主幹兼指導主事	松村 覚司
学校教育主幹兼指導主事	伊藤 実	学校教育課主幹	野村 征典
生涯学習課長	佐藤 雅之	生涯学習課主幹	松尾 俊明
生涯学習課主幹	恒川 浩		
スポーツ課長	江頭 弘幸	スポーツ課主幹	加納 和佳
図書館長	塚本 ゆかり	図書館主幹	榎本 賢二
図書館主幹	水野 正己		
美術館長	尾崎 登紀子		
書記 庶務課	稲山 美佳		

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和5年第1回定例会会議録 承認

7 教育委員会報告

## 8 議事

- ・ 稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- ・ 稲沢市教育委員会個人情報保護規則の一部を改正する規則について
- ・ 稲沢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 稲沢市祖父江生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則について
- ・ 稲沢市美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 稲沢市美術館管理規則の一部を改正する規則について
- ・ 令和5年度学校教育目標について
- ・ 令和5年度教職員研修計画について
- ・ 令和5年度稲沢市一般会計予算案（教育委員会所管に関する当初予算）について
- ・ 令和4年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について

## 9 報告

- ・ 稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・ 専決処分の報告について

## 10 その他

## 11 次回開催予定日時

### － 開 会 －

#### ◎教育長

それでは、令和5年第2回教育委員会定例会を開会します。

#### ◎教育長

初めに、教育長報告ということで少し時間をいただきます。

今日は、先日はだか祭りにおいて、稲沢市と姉妹都市としてつながりを持っていますオリンピア市から市長、議長、前市長の3人がおみえになりました。その時のことで少し印象に残っていることがありますので、紹介させていただきます。

きます。

3人の方がおみえになって、大鏡餅の奉納などをご覧になったわけですが、私の印象に残っていますのは、その後で稲沢市の子供たちと交流がしたいという希望がありまして、祖父江中学校の2年生の子供たちと交流会を持ちました。その場でのことをお話させていただきます。交流会ということで、最初にオリンピアの市長がオリンピア市について通訳を交えて説明されました。その後、祖父江中学校の2年生の子どもたちが、稲沢市について、また祖父江町の特徴や翌日はだか祭りについて、パワーポイントを使いながら上手に説明をしてくれました。本当に感心したのは、この後のことです。日本の昔からの遊びを紹介したいということで、コマ廻しやだるま落としなど、いくつかの遊びを子どもたちがステージの上で実際にやって、私は交代で子どもたちがやってみせるのだなと思っていましたら、最初はけん玉だったのですが、けん玉を上手にやった後、ステージから降りてオリンピア市長の前に来て、ギリシャ語が分からないので、身振り手振りで市長をステージの上に連れて行って、市長にやってみてくださいという感じでけん玉を渡したのです。市長も急に振られてびっくりされて、やろうとするんですが上手くいかないですね。子供たちも笑いながらも拍手をする。そのことも感心したのですが、市長が元の場所に戻ってまたやろうとしたら、そのけん玉を市長へのプレゼントですと言って、渡したのです。なるほど大変感心しました。その後も、他の2人にも同じように、議長はだるま落としをステージ上でやってもらって、それをプレゼントする。このやり方に大変感心しながら見ていたのですが、さらにもう一つ感心した部分があります。実は通訳が2人来てみえて、この通訳にも全く同じようなやり方でプレゼントを渡していました。とてもうれしかったですし、感心しました。もちろん、祖父江中学校の先生が指導していただいていると思うのですが、それにしても子どもたちがごく自然にこういうことができるというのは、いいところを見せてもらえたなあと戻って来ました。さらに言えば、そういうことができるようになるには、子どもたちにいろいろな体験をさせていくということが重要だろうと思います。いろいろな場面、様子を見たり、実際に自分でやってみたりして、いろいろなものがわかってくる、そんなことがあるだろうと思います。よく体験的な学習を重視してという表現がありますが、やはり大事なことのただなと、単に学業がどうだということ以上に、以上にというより同等と言いますか、両方大事ということを思いながら帰って来ました。そういったうれしいことがありましたので、紹介させていただきました。

本日の私からの報告は以上とさせていただきます。

◎教育長

続きまして、3. 前回会議録の承認について、前回の会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき署名をお願いいたします。

◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長からお願いします。

(定例会事項1ページの資料に基づき、教育部長から報告)

◎教育長

教育委員会報告で何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、5. 議事に入ります。お手元の議案書をお願いします。

本日の議案第4号、第6号、第7号、第10号、第11号及び専決処分の報告については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書きの規定により、「教育委員会の会議は、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とされております。今申し上げました6件は、議会の議決案件に関する議案又は報告事項であり、事前協議となりますので、非公開とさせていただきたいと思っております。賛成の委員の皆さんは挙手をお願いします。

(委員挙手)

◎教育長

全員賛成ですので、議案第4号、第6号、第7号、第10号、第11号及び専決処分の報告については後ほど非公開で審議することとします。

◎ 教育長

次に移ります。議案第2号「稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

○庶務課長

議案書2ページをお願いします。(議案第2号 朗読)

この度の規則改正につきましては、令和5年4月1日からの組織・機構の見直しにより「市長公室」の名称が「総合政策部」に変更となること及び学校事務の効率化と合理化を図るため、庶務課と学校教育課における事務の見直しを行うことに伴い改正するものです。

改正内容といたしましては、4ページの新旧対照表をお願いします。一つ目

の改正理由といたしまして、「市長公室」の名称が「総合政策部」に変更となることに伴い、第10条第1項及び第2項中の「市長公室長」を削除するものです。二つ目の改正理由といたしまして、学校事務の効率化と合理化を図るため、ICT関連業務を学校教育課に、学校担当業務を庶務課に一元化するとともに、現在庶務課において所管しています「叙位叙勲」等の教育表彰及び「久納奨学基金」に関する業務を学校教育課に移管するものです。このことによる改正といたしまして、別表第1庶務課の項中第7号にある「教育表彰」を削除し、5ページの学校教育課の項中の第16号に規定するとともに、併せて、これまで規定されていませんでしたが、事務内容をわかりやすく規定するため、第14号として「久納奨学基金奨学金に関すること」、第15号として「学校情報システムに関すること」の2号を加えるものです。

付則といたしまして、この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

◎教育長

ただいま、事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第2号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第2号は承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

次に移ります。議案第3号「稲沢市教育委員会個人情報保護規則の一部を改正する規則について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

○庶務課長

議案書6ページをお願いします。

(議案第3号 朗読)

この度の規則改正につきましては、「個人情報の保護に関する法律」の改正により、現在、国や地方公共団体、民間事業者ごとに規定している規律が、令和5年4月1日から改正後の「個人情報の保護に関する法律」に一元化されることに伴い、先の12月議会において現行の稲沢市個人情報保護条例が廃止され、新たに「稲沢市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「稲沢市個人情報の保護に関する法律等施行規則」が制定されたため、本教育委員会規則に規定する引用元を改正するものです。

改正内容といたしましては、8ページの新旧対照表をお願いします。

本則中「稲沢市個人情報保護条例(平成15年稲沢市条例第31号)」を「個人情

報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び稲沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年稲沢市条例第31号）」に、「稲沢市個人情報保護規則（平成15年稲沢市規則第34号）」を「稲沢市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年稲沢市規則第35号）」に改めるものです。

付則といたしまして、この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

●吉川委員

今の説明で、一元化されたということで、一元化されるようになった経緯をもう少し説明をお願いします。

○庶務課長

国では、デジタル庁を2021年9月1日に立ち上げ、ICT関連のいろいろな情報を活用しようという流れがある中で、これまでそのデータを利活用しようということがあっても、民間事業者、地方公共団体、国がそれぞれ個人情報に関する決まりを作っていたため、なかなか利活用が進まないという状況がありました。それらを一括で一元管理する体制が必要だということで、このたび一元化して令和5年4月1日から利活用をスムーズにできるよう進めてきたものです。

●吉川委員

一元化という方向がデジタル庁を立ち上げることによってということですが、少し疑問に思ったことは、それぞれの個人情報が一元化というのは共有化されるということなのではないでしょうか。稲沢市の個人情報がほかのところで利活用される、そんな感じに聞こえたのですが。その辺りはどうなのでしょう。

○庶務課長

積極的に稲沢市の情報を国に提供するというのではなく、個人情報の取り扱いがばらばらになっている状況、この市は提供できるが、ほかの市は提供できないとか、そういうことがあります。その点について国が一括して、一元化を図ることで、民間や地方公共団体に関係なく、統一的に個人情報を保護するということです。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

それではお諮りします。議案第3号を承認としてよろしいでしょうか。

（委員さんから異議なしの声あり）

◎教育長

異議なしと認め、議案第3号は承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

次に移ります。議案第5号「稲沢市祖父江生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案書12ページをお願いします。 (議案第5号 朗読)

この度の規則改正につきましては、議案第2号の規則改正同様、令和5年4月1日からの稲沢市組織機構改革に伴い、市長公室が総合政策部になることにより改正をするものです。

議案書13ページの改正文及び14ページの新旧対照表のとおり、第6条第2項中「市長公室人事課長」の文言を「総合政策部人事課長」に改正するものです。

付則といたしまして、改正後の規定は、令和5年4月1日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

●吉川委員

先ほどからの説明で、市長公室が総合政策部に変わるということですが、名称が変わることで、業務が大きく変わることがあるのでしょうか。

○生涯学習課長

大まかに言いますと、ある課がほかの部に回るということもあります。基本的には市長公室という名称を使っていた課が統合されたりして変わっていくのですが、こちらにつきましてはデジタル庁にしてもそうなのですが、それに見合った仕事を行っていくというのが一番の目的です。教育委員会ではありませんが、来年度につきましては市でこうした機構改革が多くありまして、市民のかたにもできるだけ便利になるような一括化を目指して行うものです。

●吉川委員

名称そのものをお聞きして総合政策部ということは、横断的に部をまたいで大きなプロジェクトなどをするところかなと勝手に解釈しているのですが、そういうことではないですか。前回も言いましたように、一宮市ではまちづくり部を立ち上げて、部をまたいで横断的にプロジェクトを実践するという活動をされたのですが、稲沢市としてもそういう取り組みがあるのかどうかというこ

とをお聞きしたい。

○庶務課長

横断的な取り組みをする、そこまでは分かりませんが、具体的に所掌事務の見直しということで、市長公室の名称を総合政策部に変更して、その中に今までにない、本市のPRの推進を図るためシティプロモーション課を所管するという、また現在あります秘書広報課と企画政策課を統合して秘書政策課とシティプロモーション課に再編するということがあります。そうした組織機構の見直しの中で、名称を総合政策部に替えるということです。

◎教育等

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第5号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第5号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第8号「令和5年度学校教育目標について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

○学校教育課長

議案書22ページをお願いします。(議案第8号 朗読)

23ページをご覧ください。初めに、「学校教育の理念」でございしますが、愛知県・愛知県教育委員会が作成いたしました「あいちの教育ビジョン2025」を受けて、令和5年度稲沢市の「学校教育の理念」を作成しました。学校教育の目的、続いて各学校における留意点、最後に教職員に求められる資質等について標記しております。また、「基本方針」として5つの柱を設定しています。

次に、24ページをご覧ください。指導の重点です。「あいちの教育ビジョン2025」を受けて作成しました、先程の基本方針の1から5について、「生きる力」を育む学校教育が推進されるように指導の重点を作成しました。昨年度までは、「指導の重点」と「創意工夫に富んだ魅力ある教育の充実に努める」の2つに分けて記述しておりましたが、その内容を1から5の柱に整理し直しました。

以上でございます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。



◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第8号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第8号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第9号「令和5年度教職員研修計画について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

○学校教育課長

25ページをお願いします。(議案第9号 朗読)

26ページをご覧ください。教職員に対する研修については、各市教育委員会に委ねられており、お示ししましたように28項目の研修を計画しております。稲沢市の現職教育や研究指定校の研究内容と連動させることにより、教職員全体の力量向上を目指した研修・研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

●江本委員

今説明がありましたように、28の研修が計画されていますが、これは昨年度の実績あるいは成果を踏まえて計画されていると思いますが、内容として何か大きな変化があるのか、あるいは研修の回数等変化があるのか、教えてください。

○学校教育主幹兼指導主事

内容としては大きな変更はございません。生徒指導連絡会、事務職員研修会、養護教諭会議など今年度の回数を参考に変更したところがありますが、基本的には変更していません。内容とは別の話になりますが、稲沢市教育研究会等の研究推進委員会は、以前はある学校に集まって話し合いをしていましたが、今稲沢市でICTを揃えていただいていますので、できるだけ学校を離れずにICTを使って会を進めて行くように、はたらきかけているところです。

●吉川委員

今言われたのは、ICTを活用したオンライン会議のようなことを考えてみえるのでしょうか。

○学校教育主幹兼指導主事

オンライン会議というか教育研究推進委員会は、ある学校に集まって行っていました。今の環境の下では、学校を離れずにそれぞれの教室からタブレットを使って話し合いができますし、タブレットに自分の資料を映しながら話し合いができますので、学校間を移動することなく会議を行うということを今年度も進めてきました。来年度はより一層推進していくということを依頼しています。

●吉川委員

そういう会議のあり方もあって、移動に時間が掛かったりしていわゆる働き方改革という話が出ている中で、場所を移動せずに会議が持てるようなことがあれば、いろいろ研究していただいて、その方向でできるならそれも一つの方法かなと思います。良いことだと思いますので、進めて行ってください。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第9号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第9号は承認されました。

◎教育長

次に、6. 報告事項に移ります。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」を庶務課から説明をお願いします。

○庶務課長

定例会事項の2ページをお願いします。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を4ページに掲載しております。ここに掲載のとおり、12件の後援名義使用承認申請につきまして、稲沢市教育委員会後援名義の使用承認及び稲沢市教育委員会賞の交付に関する事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたので、ご報告いたします。

◎教育長

ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、次に移ります。7. その他、何かありますか。

◎教育長

ないようですので、次に移ります。続きまして次回開催予定日時について、

教育部長お願いします。

(教育部長から説明)

◎教育長

次回開催予定日時でございました。会場は勤労福祉会館ということですので、  
よろしくお願いします。

これより非公開の審議に入りますので、傍聴人の方は退席してください。

次回開催予定日

令和5年3月22日(水) 午後1時30分 勤労福祉会館

— 閉 会 —

令和5年3月22日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記